

平成28年度

# 熊野町農業委員会

## 議事録

### 第7回

熊野町農業委員会

平成28年度第7回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成28年11月18日(金)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(14人)

委員	1番	伊藤	昭博
委員	2番	南田	正孝
委員	3番	藤友	正男
委員	4番	小田原	勝好
委員	5番	伊藤	忠治
委員	6番	荒瀧	穂積
委員	7番	立花	宏保
委員	8番	益永	透
委員	9番	中原	裕侑
委員	10番	原	恭博
会長職務代理者	11番	中村	家隆
委員	12番	植野	宣博
委員	13番	民法	正則
会長	14番	中須	岩登

4. 欠席委員(0人)

5. 議事録署名委員(2人)

委員	6番	荒瀧	穂積
委員	7番	立花	宏保

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	曾根	和典
	(代理出席:主幹	穂坂 俊彦)
農業委員会書記	荻野	孝雄
主事	山本	耕平

## 会議の概要

議長

ただいまの出席委員は14名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成28年度第7回熊野町農業委員会を開会します。

はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。

6番 荒瀧委員と7番 立花委員を指名します。

それでは、議事日程に従って審議に入ります。

事務局より本日の議事日程を朗読させます。

事務局

議事の読み上げの前に議案の差し替えをお願いします。机の上に資料を配布させていただいているのですが、議案第19号番号に関して、権利種別の部分が3条無償移転となっておりましたが、実際は3条有償移転ということでした。大変申し訳ございません。それから議案第20号「事業計画変更申請について」ですが。

後程、担当委員さんのほうから説明をいただくのですが、昨日現地調査に行き面積を測らせていただいた結果、法面の取り扱いについて本人さんの意向と、こちらの、農地をどう取り扱うかについて疑義が生じた部分があり、本人さんとまだ確認が取れていない状態なので、今回については保留で、議案にはあげないという事でさせていただきたいと思えます。

議長

はい。

事務局

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

平成28年度第7回熊野町農業委員会中、下記による事件を付議する。

議長

平成28年11月18日 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

日程第1 議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」

日程第2 報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」以上となります。

議長

ありがとうございました。

それでは、これより審議に入ります。

日程第1、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の朗読をさせます。

事務局

はい。議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

平成28年11月18日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 出来庭 丁目 番、地目 登記簿 畑、  
現況 畑、面積100㎡、 権利種別 3条有償移転  
譲渡人氏名 歳 安芸郡熊野町中溝 、申請事由  
労働力不足による

譲受人氏名 歳 安芸郡熊野町貴船

申請事由 経営規模の拡大

事務局

番号 農地の所在 初神 丁目 番、地目 登記簿 畑、  
現況 畑、面積243㎡、 権利種別 3条有償移転

譲渡人氏名 歳 東区温品 丁目 番号

破産管財人弁護士 広島市中区 法律事務所

申請事由 破産による物件の任意売却のため

譲受人氏名 歳 安芸郡熊野町初神 丁目 番

号、申請事由 経営規模の拡大 以上となります。

議長

はい、ありがとうございました。  
それでは、地元委員の調査結果の報告ならびに説明をいたします。  
番を 委員お願いします。

委員

はい。皆さん、おはようございます。昨日の朝、事務局の方と現地調査へ行きました。現場は、 の前の、 があって、細い道を行った所になります。次ページに地図があります。前の さんがあった所より上の道に さんの土地があり、そこを買われた さんの田がすぐ隣にありますので、それではうちに売ってくださいという事で売買ができたという事です。ご審議の方をよろしく願いいたします。

議長

一緒にやりたいと思いますので、 番を 委員お願いします。

委員

はい、報告します。16日に事務局職員と現地へ行きました。  
ここは、譲渡人の さんが の方へ出られて30年以上なられて、ここを、今回譲受人の さんが30年以上耕作をされております。それで、たまたま、破産手続きを さんがしなくちゃいけないということで、他の不動産と一緒に今回該当の土地と一緒に譲渡したいということで申請がでております。特に問題等ないと思います。審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。

議場

(全員：質問なし)

議長

質問がないようですので、お諮り<sup>はかり</sup>します。  
議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
ご異議はありませんか。

議場

(全員：異議なし)

議長

異議なしと認めます。  
よって議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」は許可することに決定しました。

議長

次に、日程第2、報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より朗読させます。

事務局

報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の規定による届出について、下記のとおり受理したことをここに報告する。

平成28年11月18日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 熊野町萩原 丁目 番 、 地目 登記簿田、現況 田、面積290㎡外2筆 合計2,624㎡  
届出人氏名 歳 広島市安芸区中野東 丁目 番号  
被相続人氏名 、 間柄 、 目的 相続  
権利の種類 所有権、 受理年月日は平成28年10月19日です。

事務局

番号 農地の所在 熊野町字西山王 番 地目 登記簿 畑、  
現況 休耕畑、面積300㎡外11筆 合計4,095㎡  
届出人氏名 歳 熊野町新宮 丁目 番号  
被相続人氏名 、 間柄 、 目的 相続、  
権利の種類 所有権、 受理年月日として平成28年10月26日となっております。 以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

委員

さんは (続柄) ですか。

委員	そうです。
議長	何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
事務局	先程、朝一番に保留にさせていただいていた件ですが、連絡がついた そうです。
議長	それでは保留をとりやめとします。朗読してください。
事務局	はい。議案第20号「事業計画変更申請について」 平成25年11月18日付指令熊農委37号にて許可した事件につい て、事業計画変更申請があったので審議を求める。 平成28年11月18日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登
事務局	番号 農地の所在 字牛神 番 の一部、 地目 登記簿 田 面積2,079㎡のうち、1,471㎡ 申請人氏名 広島県安芸郡熊野町呉地 丁目 番 号 変更点 当初転用面積2,079㎡から農地部分(608㎡)を削除し、1,471 ㎡にする 変更理由 当初の申請が間違っていたから。備考として、申請者は、 この件について、もともと農地部分は農地転用するつもりではなかつ た。事務に瑕疵があったのではないかという申し出を行っていたが、手 続き上の事務に瑕疵はなく、本申請により事業計画を変更することとな った。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。それでは 委員さん、調査結果の 報告をお願いいたします。
委員	はい、皆さんおはようございます。昨日 委員と事務局の方と現地

を調査いたしました。現地は約 2,000 m<sup>2</sup>あります。こちらはおそらく昔、農地改良ということで、改良して面積を広げた土地のようでした。それで、周りに改良土という固くなる土を固めて広げた状況でございます。一応農地として、太陽光とは別に農地は農地として活用されているようでございます。申請どおりではないかと思われまますので、農地は農地として認めるべきではないかと思ひます。皆様の審議を問ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございました。当案件について何か質問はございませんか。

委員 この字牛神というところはどこですか。

委員 東中学校の東側。萩原です。

議長 はい、他にないですか。

議場 (全員：異議なし)

議長 それでは異議なしと認めます。よって、議案第20号「事業計画変更について」は承認することに決定いたしました。

議長 以上で本日の日程はすべて終了しました。

事務局 次回農業委員会は **12月20日(火)午前9時から** 開催予定です。議案については 12月13日以降に事務局より配布予定です。以上をもちまして、平成28年度第7回熊野町農業委員会を閉会します。